

## 平成29年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	567床
(2)	年間入院患者数	166,440人
(3)	年間外来患者数	239,120人
(4)	一日平均入院患者数	456人
(5)	一日平均外来患者数	980人
(6)	主要な建設改良事業	
	市立病院施設整備事業 事業費	6,002,927千円
	医療機器等整備事業 事業費	182,979千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	16,227,151千円
第1項	医業収益	14,666,788千円
第2項	医業外収益	1,496,957千円
第3項	特別利益	63,406千円
		支 出
第1款	病院事業費用	16,227,151千円
第1項	医業費用	15,541,701千円
第2項	医業外費用	596,194千円
第3項	特別損失	88,544千円
第4項	予備費	712千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,068,131千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	5,438,963千円
第1項	企業債	5,317,800千円
第2項	出資金	112,982千円

第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	国庫補助金	4,090千円
第5項	県補助金	4,090千円

支 出

第1款	資本的支出	6,507,094千円
第1項	建設改良費	6,323,792千円
第2項	企業債償還金	183,302千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
市立病院建替工事CM業務	平成29年度から 平成31年度まで	32,400千円
市立病院環境影響評価事後調査書作成業務	平成29年度から 平成31年度まで	19,872千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院立体駐車場建設工事	132,400千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
市立病院建替事業	5,185,400千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給 与 費	7, 5 7 9, 0 8 7 千円
(2) 交 際 費	4 1 4 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3, 7 7 3, 5 9 3 千円と定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人